

1. 議事日程（令和2年第3回北広島町議会臨時会）

令和2年11月26日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第13号 専決処分の報告について
（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第4 議案第87号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第88号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第89号 北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 同意第5号 北広島町農業委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 湊 俊 文	2番 美 濃 孝 二	3番 真 倉 和 之
5番 敷 本 弘 美	6番 森 脇 誠 悟	8番 山 形 しのぶ
9番 亀 岡 純 一	10番 梅 尾 泰 文	12番 服 部 泰 征
13番 伊 藤 淳	14番 中 田 節 雄	15番 大 林 正 行
16番 濱 田 芳 晴		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 中 原 健	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 清 見 宣 正	大朝支所長 竹 下 秀 樹	豊平支所長 細 川 敏 樹
総務課長 畑 田 正 法	財政政策課長 植 田 優 香	農林課長 宮 地 弥 樹
建設課長 川 手 秀 則		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友 里 江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内において、原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するよう努めてください。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田芳晴） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、梅尾議員、12番、服部議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（濱田芳晴） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（濱田芳晴） 日程第3、報告第13号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは、報告第13号につきまして、概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第13号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めるこ

とについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 報告第13号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集1ページ、2ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集2ページ、専決処分第11号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和2年11月9日、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、令和2年7月29日午後8時頃、石井谷字見之木1番地1付近、町道木次石井谷線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、左側前後輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として6万7200円の支払義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は6万7200円で、内訳はタイヤの修繕費でございます。以上で、報告を終わります。

○議長（濱田芳晴） これより質疑を行います。質疑はありますか。中田議員。

○14番（中田節雄） 今、この専決処分第11号について、説明をいただいたところでありますが、本件は、町道の管理責任に起因するものでありますが、前後輪タイヤを破損ということでもありますけども、ただ、損害賠償額が6万7200円、通常の場合に比べてかなり高額であると。前後輪ですから、2本のタイヤということではありますけれども、過失割合はいくらなのか、また、1本当たりいくらになるのか、その点をお聞きします。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 本件の過失割合とタイヤの1本当たりの単価ということについては、ちょっと総合賠償保険で支払っておりますので、建設課の手を離れておりますので、ちょっと私のところでは、把握ができておりません。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありますか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。保険の関係でありますから、何保険か入っているんですが、課をまたいで、今、建設課が答えられたのは、確かに建設課ではないでしょうが、総務課が該当するんじゃないんですか。この案件を出すについて、そういうところを調査した上で提案をされんと、私はいけないというふうに思います。それと陥没した状況がどういう状況なのかということ、20cm陥没してるんだよ、いやいや30cmだよというふうなこと、あるいは、この度のタイヤは左側の前後輪でありますから、前後輪パンクした場合には、もう動くことができない。そこに止まって、夜の8時にどこかの修理屋さん、あるいは、それに関わる業者さんに来てもらわなきゃならん、その間のそこで待機をするというふうなことも含めて、いろいろと損害賠償、タイヤだけじゃなくて、ホイールも含めてというようなことが分からないのに専決で物事をして、あと報告をして、理由もよう分からんと。そういうふうな提案の仕方があってはならんというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） この損害賠償につきましては、町が加入しております総合賠償保険というもので損害賠償をしております。この総合賠償保険につきましては、当然に保険会社のほう

が入っております。対応は保険会社のほうで直接対応していただいて、この損害額について損害賠償するものでございます。内容につきましては、報告等は当然に入ってきております。その詳細等の処理につきましては、保険会社のほうですべて処理をしておりますので、それについて、町として疑義を唱えるものではなく、通常の損害賠償として処理をさせていただいたものでございます。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） いや、だからそういうふうな状況はお聞きになっておられているのに、そのことをこの場で聞かれても答えられないということ自体がどうなのかという、適正に行われているというのは、それはもちろんそうであります。ですが、そのことが言えるだけの準備がされずに提案をされるということがどうなのかと言ってるわけです。間違ってるよということ言うてるんじゃないんですよ。処理的に間違ってるということ言うてるんじゃないんです。そうではなくて、なぜ、そのことまで聞かれるだろうというふうに思われて、準備ができて説明ができないのかということ言うてるんです。再度求めます。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今求められておる詳細内容でございますけども、この案件につきましては、自治法に定める180条の専決で処理をさせていただきました。ということで、報告というふうな形でございます。内容につきまして、どうなんだろうかというふうな詳細について求められることもあろうかと思っておりますけども、内容につきましては、タイヤの修繕等ということで報告をさせていただいております。詳細について必要ということになれば、少し時間をいただくこととなりますけども、現在のところの報告事項につきましては、この専決処分書に記載してあるとおりでございます。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今日是一日のみの臨時議会でありますから、時間があまりないというのはありましようが、これから先、今のように、例えば、6万7000円というのがタイヤだけなのかホイールも含めるのか、そしてまた夜間の待機している時間に対する補償も含めてということもあるかもしれませんし、そこら辺もしっかり報告というか、来てるはずですから、そのところも今後はしっかり準備をしておいてほしいということ。先ほど建設課長に言うつもりであります。陥没した状況についてはどうなのか。それは状況を見に行っておられるわけでしょうから、保険会社が云々ということじゃなくて、答えられるだろうというふうに思いますので、お聞きをしたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 陥没箇所は当然に現地調査をして、早期に復旧をしております。発生日が7月29日の夜ということでございますけども、梅雨明けが7月31日頃ということで、梅雨明け前の特徴であります、梅雨末期のまとまった雨が7月27日から29日にかけて降っております。舗装盤は雨に非常に弱いものでございまして、小さな穴が大きな穴に広がったものと思っております。ちょうど石井谷と木次の埤付近でございまして、ちょっと曲線にもなっておりますし、そういったところで避け切れなかったというふうに判断しております。陥没した箇所は30cm程度の穴で、深さが10cm程度だったというふうに記憶をしております。先ほどの梅尾議員のご質問にありました、ホイール代が込みなんじゃないかということでございますけども、ホイール代は込みでございます。込みで4割が損害賠償の割合というふうになってお

ります。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃です。専決なんです、事故があったのが7月29日、今ありましたが、専決処分した日が11月9日ということで、3か月以上かかっているんですが、なぜこんなにかかったんでしょうか。いつもはそんなにかかってないような気もするんですが。お願いします。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） この件に関しましては、相手方が方が修理をされるホイールにちょっとこだわりを持っておられまして、右側のホイールと同じようなものを探したいということで、その探す期間が結構長引かれまして、実際の手続自体が遅延したということでございます。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） るるこの問題について、道路の陥没について、いろいろ意見が各議員から出ておりますが、総体的に、今頃は道路の管理が悪い。以前は、私は地図を持って陥没したところへスプレーを吹いて、ここ直してくださいといって建設課へ持っていきよりましたが、今、合材のあまりよくない、直してあるところが、見てみますと。今は、私は維持が主力で、今からは財政的に厳しゅうなると維持が主力になっていかないけん思うんです。今は、どうも合材もよくない。そこらをどのように今から考えていかれるのか。令和3年度に向けては非常に財政的に厳しいということになると、建設の関係は維持が主力になっていかないといけんと思うんですが、特に維持班ができてからの合材が、非常によくないというように私は感じておりますが、課長いかがお考えですか。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 合材のことでございますけども、袋に入った常温合材というものをポットホール等では調達、在庫を抱えておりまして、それを用いてすぐに応急的な処置を行います。基本的には加熱したアスファルト合材を使ってやればいいんですけども、それは、ある程度まとまったトン数でない取引ができないということでございまして、ポットホールで応急的な処置をしておいて、その後にとまった数量で加熱合材で手当をするということにしております。路線数もキロ数も大変多ございまして、なかなかそれが広く十分に行き渡ってないというご指摘は当然のことだろうと思っております。これからも事故が起きないような安全な道路交通空間の確保に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 私が聞きたいのは、方程式どおりの回答が欲しいと言ってるんじゃないんです。今やっておられるとこの合材にしても非常に悪い。それから私がお願いしているところも、お金がないから待ってくれというような状況なんですよ。どこまでどう考えておられるのか。以前の維持班ができる前は、本当によろしく几帳面にやっていたいておりましたが、どうも維持班ができてから、几帳面に行っておらんような気がします。まだ、お宅の職員も知っておられませんが、連ろうて見に行つて、ここをしてほしいというようなことも構うてありません。お金がないなら、ないんだからできんのだと。何か返事がないと、事故があったとき、すぐ言うてきてくれてんです。そこらをどういう考え方で、どういう流れで進めておられるのか。もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

- 建設課長（川手秀則） 道路の日常的な修繕につきましては、維持班、職員2人を抱えておりました。毎朝の朝礼で打ち合せをしております。なかなか案件が多いものですから、指示をしても即日対応というのは、なかなか困難な状況にはなっております。常温合材にもいろんなタイプがありますけども、どうしても経費節減の観点から、袋物でもできるだけ安い物を使っておりますので、なかなかそれにも限界があるのだらうというふうに思っております。手厚い修繕が行き渡ればいいんですけども、そこら辺りはどうしても限界があるというふうに感じております。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、報告第13号、専決処分報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第87号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第4、議案第87号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第87号につきまして、概要を説明します。議案集3ページをお願いします。議案第87号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明します。本案は、人事院勧告に伴い、特別職の職員で常勤のものの給与改定を行うため、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第87号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集3ページをお願いいたします。また、事前にお配りしております説明資料も併せてご覧ください。本条例の改正は、人事院勧告に伴い、給与の改定を行うものでございます。第1条におきまして、12月に支給する特別職の期末手当の支給率を1.55月から1.50月とし、0.05月減額するものでございます。第2条におきまして、令和3年度以降の期末手当につきまして、6月及び12月の支給率を同率にするもので、それぞれ1.45といたします。以上、給与改定の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。中田議員。
- 14番（中田節雄） 今説明を受けたところでありますけども、結局のところ、合計支給額に変更はないということですね。これでいいですか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 支給額につきましては、0.05月ほど減額をするというものでございます。
- 議長（濱田芳晴） 服部議員。

- 12番（服部泰征） 12番、服部です。この質問は、次の88号、89号にもちょっと関わってくるんですけど、結局トータルでいくら減額になるのか、その辺りが、もし試算されていればお伺いしたいです。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 今の議案は特別職でございますけども、次の一般職、任期付と合わせて、トータルで620万円の減となると試算しております。
- 議長（濱田芳晴） 服部議員。
- 12番（服部泰征） だから87号、88号、89号を合わせて620万円。これも令和3年度以降も同じ支給額なんで、今までより下がるという認識でよいですね。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。これは人事院勧告によるものということありますから、人事院勧告というのは、民間の賃金動向を見ながら、人事院が勧告をし、その勧告によって、これらが出されたということでありましょうが、民間がそれなりに経済的に落ち込んできているという結果だろうと思いますが、そういう認識でいいのかということ。それから今回は、給与関係のところは3件出ていますから、これは特別職の件であります、特別職のところでお聞きすると、また次の議案でお聞きもしてみたいと思いますが、いずれにしても交渉、人事院が出されたにしても賃金とか、あるいは労働条件については、労使での交渉によって確定をしていくという部分が段階的にあると思うんで、そこの段階での了解、あるいは協議がついているのかどうかということもお聞きしてみたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 今ご指摘ありましたように、この人事院勧告につきましては、民間企業の調査の結果によって出たものでございます。本町の取り扱いにつきましては、人事院の勧告に準ずるといふふうなところで、これまでも進めてきております。そういう内容で、労使との関係、職員団体、職員組合との交渉、協議を行いまして、これで行こうということで、妥結をした結果で提案をさせていただいております。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、議案第87号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、議案第87号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第88号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第5、議案第88号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を

求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第88号につきまして、概要を説明します。

議案集の6ページをお願いします。議案第88号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第88号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。同じく説明資料も併せてご覧ください。まず、第1条におきまして、12月に支給する一般職員の期末手当の支給率を1.3月から1.25月として0.05月分ほど減額をいたします。第2条におきまして、令和3年度以降の期末手当について6月及び12月の支給率を同率とするため、それぞれ1.275月といたします。第3条におきましては、12月に支給する任期付職員の期末手当の支給率を1.70月から1.65月として0.05月ほど減額をいたします。第4条におきましては、令和3年度以降の期末手当について、6月及び12月の支給率を同率とするため、それぞれ1.675月といたします。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、議案第88号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手多数）

○議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第88号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第89号 北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第6、議案第89号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第89号につきまして、概要を説明します。議案集11ページをお願いします。議案第89号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町会計年度任用職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第89号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。同じく説明書をご覧になられながら、説明をいたします。第1条におきまして、会計年度任用職員に支給する期末手当につきまして、一般

職に準用するというふうな規定をしておりますけども、88号が議決されれば同様に減額されるということで、会計年度任用職員につきましては、今年度において減額しないというふうな扱いとしたいと思います。そのための規定を第1条に置いております。第2条におきましては、令和3年度以降の期末手当については0.05月減額をして、一般職の職員と同様の6月、12月の支給率をそれぞれ1.275月とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（濱田芳晴） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。ちょっと分からなかったんですけど、結局一般職は、今年度2.55になりますよね。だけど、この任用職員については、今年度は2.60のままなんですよ。これはなんでなんです、もう一回分かりやすく教えてください。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 会計年度任用職員につきましては、その年度ごとの任用というふうなことでございます。その年度の採用する際に雇用通知、条件を記載した雇用通知をお出しいたします。その際は、その年度についてはこういう給与で、賃金で雇用いたしますというふうな内容でありますので、年度途中で変更するということがないようにということで、会計年度任用職員につきましては、今年度の改定はしないというふうなことでございます。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。改正後と改正前を見させていただいて、ちょっとよく分からないところもあるんですけども、一時金でありますから、勤務日数に応じて算定をするということだろうというふうに理解をするんですけども、育児休業期間中であるとか、休職期間中であるとかいうふうなことを算定をしたときに、金額的な差が出てくるということが、結果で出るんだろうと思いますが、これは、この条文の中に組み込まれている、11ページの中ほどにある条項で判断をすればいいんですか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 今指摘されました休職休業期間の除算でございますけども、この内容につきましては、今回提出しております議案集の中には、記載はございません。というのも、今回の議案集につきましては、改正文についてのみ記載ということで、今の除算の考え方につきましては条例の中にありまして、休業、休職の期間につきましては、期間に応じて2割減、あるいは5割減というふうな規定がございます。その規定によって除算したもので、この一時金、期末勤勉は支給をさせていただいております。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、議案第89号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手多数）
- 議長（濱田芳晴） 挙手多数です。従って、議案第89号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 同意第5号 北広島町農業委員会委員の任命の同意について

- 議長（濱田芳晴） 日程第7、同意第5号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、同意第5号につきまして説明します。議案集15ページをお願いします。同意第5号、北広島町農業委員会委員の任命の同意について、説明します。本案は、農業委員会委員について欠員が生じていることから、後任の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものです。候補者の住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町有間23番地4、中森司さんです。同意について、よろしくをお願いします。
- 議長（濱田芳晴） これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、同意第5号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）
- 議長（濱田芳晴） 挙手全員です。従って、同意第5号、北広島町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（濱田芳晴） 以上で、本日の日程は全部議了しました。会議を閉じます。これで、令和2年第3回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 41分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~